

## 財務省第11入札等監視委員会

## 平成24年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成24年9月20日(木) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 高倉 康 (有限責任監査法人トーマツ高松事務所 公認会計士) 委員 平井 健之 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	平成24年4月1日(日)～平成24年6月30日(土)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名:宇和島税務署空調設備改修その他工事 契約相手方:株式会社古田工務店 契約金額:26,460,000円 契約締結日:平成24年6月25日 担当部局:高松国税局
随意契約(公共工事)	一	—
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名:平成24年度徳島第2地方合同庁舎で使用する電気の調達 契約相手方:四国電力株式会社徳島支店 契約金額(単価契約):13.69円ほか 〃(予定調達総額):4,190,887円 契約締結日:平成24年4月2日 担当部局:四国財務局  契約件名:高松国税局書類保管等業務 契約相手方:日本通運株式会社四国支店 契約金額(単価契約):94.5円ほか 〃(予定調達総額):5,665,306円 契約締結日:平成24年5月25日 担当部局:高松国税局  契約件名:平成24年度国有地一般競争入札等新聞広告掲載業務(高知地区) 契約相手方:株式会社ユースケー 契約金額(単価契約):2,129,400円ほか 〃(予定調達総額):6,554,100円 契約締結日:平成24年4月24日 担当部局:四国財務局
随意契約(物品役務等)	一	—
応札(応募)業者数1者関連	一	—
委員からの意見・質問、それにに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【案件1】</b>  <b>「宇和島税務署空調設備改修その他工事」</b></p> <p>契約相手方：株式会社古田工務店      契約金額：26,460,000円      契約締結日：平成24年6月25日      担当部局：高松国税局</p> <p>落札率が99.1%であるが、何か理由はあるのか。</p> <p>前回と今回の空調設備改修工事における予定価格の積算に際して、参考にした見積りは同一の設計業者から徴取したものか。</p> <p>今回の工事によるCO2削減効果はどれくらいあるのか。</p>	<p>昨年度、実施した空調設備改修工事の入札結果が低入札となつたため、今回はその入札結果を踏まえ、予定価格の積算において、業者の参考見積価格に乘じる査定率を見直した結果、予定価格が実勢に近づき、落札率が99.1%と近似したものと思われる。</p> <p>また、入札結果を高松国税局ホームページで公表していることから、業者が過去の予定価格や応札状況を参考にしたことも一つの要因と思われる。</p> <p>同一の設計業者から徴取したものである。</p> <p>概算ではあるが、約68.5%のCO2削減効果が期待できる。</p>
<p><b>【案件2】</b>  <b>「平成24年度徳島第2地方合同庁舎で使用する電気の調達」</b></p> <p>契約相手方：四国電力株式会社徳島支店      契約金額（単価契約）：13.69円ほか     〃（予定調達総額）：4,190,887円</p> <p>契約締結日：平成24年4月2日      担当部局：四国財務局</p> <p>今回の案件について、随意契約ではなく、一般競争入札を行う理由は何か。</p> <p>他の財務局で特定電気事業者と契約を行っているところはあるのか。</p> <p>入札の説明に参加した特定電気事業者の等級を教えてほしい。</p>	<p>平成12年の電気事業法の改正により、契約電力が2000kw以上の需要家に対する電力小売事業を一般電気事業者以外にも開放する特定規模電気事業者制度が創設され、平成17年には50kw以上まで拡大された。これにより、電気の調達においても複数の電気事業者から選択することができるようになったことから一般競争入札を行っている。</p> <p>今までに、北海道、関東、東海、近畿、中国、九州財務局が特定電気事業者と契約している。</p> <p>A等級である。</p>

<p>今回の契約は、個人としてではなく、会社としての大口契約になるのか。</p> <p>電気料金について、交渉は可能か。</p> <p>四国電力㈱が入札に参加した場合、必ず料金表の金額で入札してくるのか。</p>	<p>業務用の契約になる。</p> <p>電気の調達の積算については、業務用や業務用高負荷率型等の料金メニューのうち、最大使用電力に基づいて算出し、最も金額が低くなるものを予定価格としている。</p> <p>電力の自由化が更に進めば、電力会社の電気料金についても、今後、交渉ができるようになるかもしれないが、現在は制度上できないと承知している。</p> <p>過去から料金表の金額で入札している。</p>
<p><b>【案件3】</b>  <b>「高松国税局書類保管等業務」</b></p> <p>契約相手方：日本通運株式会社四国支店</p> <p>契約金額（単価契約）：94.5円ほか</p> <p>〃（予定調達総額）：5,665,306円</p> <p>契約締結日：平成24年5月25日</p> <p>担当部局：高松国税局</p> <p>平成25年3月31日までの契約となっているが、翌年度以降の契約は入札で行うのか。</p> <p>来年度、仮に入札をして業者が変更した場合、別の場所に移送する等、余計なコストが発生するのではないか。</p> <p>翌年度以降、複数年契約である国庫債務負担行為が認められる見通はあるのか。</p> <p>移送費用を新規入札参加業者に負担させるのであれば、入札に当たり、移送費用が発生しない日本通運株式会社が有利となり、他の新規入札参加業者が不利となるのではないか。</p>	<p>平成25年度以降の契約は、入札又は公募を予定している。</p> <p>別の業者が落札した場合における保管文書の移送費用は、新年度の契約業者の負担となることを仕様書に記載することとしており、予定価格を算出するに当たっては、移送費用の積算を行うことは予定していない。</p> <p>したがって、新たなコストが発生するということはない。</p> <p>今後も国税庁に対して要望はしていくが、現状としては難しいと考えている。</p> <p>新規入札参加業者が不利となるとしてもやむを得ないと考えている。ただし、このような条件でも、仕様書の内容に適合した保管場所を確保でき、かつ、移送費用を保管業務のコストに飲み込める業者がいないという保証はないことから、契約の透明性を考慮し、入札又は公募により再度参加業者を募ることを考えている。</p>

<p>【案件4】</p> <p>「平成24年度国有地一般競争入札等新聞広告掲載業務（高知地区）」</p> <p>契約相手方：株式会社ユースケー</p> <p>契約金額（単価契約）：2,129,400円ほか</p> <p>〃（予定調達総額）：6,554,100円</p> <p>契約締結日：平成24年4月24日</p> <p>担当部局：四国財務局</p> <p>4社の入札額が同額になっているが、何か理由はあるのか。</p> <p>そうすると、今回の応札額は、高知新聞社へ支払う金額と同額だと思われるが、利益がないということか。</p> <p>広告掲載業務の入札に関して他の地域の状況を教えてほしい。</p> <p>各地域で新聞社との契約が異なっていることが原因なのか。</p> <p>今回の案件において、高知新聞社からの手数料を予定価格に含める必要があったのではないか。</p> <p>今回、電子入札を行わなかったのは、くじ引きを想定していたからか。</p>	<p>今回の応札額を見ると4社とも、高知新聞社への掲載費用に重きを置いた入札を行ったためと思われる。</p> <p>今回応札した業者は、高知新聞社と広告掲載に関する代理店契約を締結しており、代理店業務を行う中で、一定の手数料を得ているものと思われる。</p> <p>徳島地区において、23年度、24年度に複数者が同価格で応札している。</p> <p>全ての県で発生しているわけではない。</p> <p>推測ではあるが、それが一因になっているとも考えられる。</p> <p>掲載した後の手数料の支払を予定価格の積算に含めるのは難しいと考えている。</p> <p>当局において、電子入札システムが導入されているのは、四国財務局の本局のみで、財務事務所は導入できていないため、紙での入札を行ったもの。</p> <p>くじ引きが想定されていたからではない。</p>
---	--